

ご 挨拶

会 長 埴 貴 夫

昭和 43 年に「社会保険労務士法」が制定され、社会保険労務士の職責や業務、組織などが定められました。大分県社会保険労務士会は、この法律に基づき設立された法定団体です。

私たち社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、企業の健全な発展と労働者の福祉の向上に資することを目的に日々の活動を行っています。

業務をとりまく環境を見渡したとき、労働分野においては、関係機関の精力的な対応にも拘わらず、労働紛争の増加や有効求人倍率の下げどまり、さらに東日本大震災の影響が懸念されています。また、社会保障分野では、年金制度や医療制度について財源を含めた見直しが行われようとしています。確たる方向性が見えない状況です。

このような情勢のなか、私たち社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に携わる者として倫理と矜持を保持しつつ、皆さまと共に歩み、共に成長していく所存です。社会保険労務士業務を通じ、いささかでも社会に貢献できればと考えております。

社会保険労務士は、採用から退職までの諸手続、在職中の労務管理や退職後の年金など「企業」と「人」に関わる業務の専門家です。県内には 160 名を超える会員が事務所を開設しております。

お気軽に近くの社会保険労務士をご利用いただければ幸甚でございます。